

◎ デジタル乗車券取扱細則

制定 2021.4

改正 2022.3

2022.8

2024.6

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程（以下「規程」という。）の定めに基づく利用者の運送及びその取扱方については、規程によるほか、このデジタル乗車券取扱細則に定めるところによります。

2 この細則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

(株) スルッと KANSAI が制定するスルッと QRtto 利用規約

(乗車券の購入)

第2条 デジタル乗車券は、南海電鉄・(株)スルッとKANSAI(以下「スルッとKANSAI」という)が運営する販売サイトまたは外部販売システムにて情報端末により購入しなければなりません。

(用語の定義)

第3条 この細則における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、デジタル乗車券を購入し、当該デジタル乗車券により当社線を利用する方をいいます。
- (2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末（一部を除く。）をいいます。
- (3) 「購入情報等」とは、デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。
- (4) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したシステムをいいます。
- (5) 「南海デジタルきっぷ」とは、デジタル乗車券のうち、南海電鉄が運営するシステムにおいて提供す

るサービスをいいます。

- (6) 「スルッとQRttto」とは、デジタル乗車券のうち、スルッと KANSAI が運営するシステムにおいて提供するサービスをいいます。
- (7) 「分配券」とは、複数枚を一括で購入したデジタル乗車券またはチケットのうち、第三者にEメール等を通じて送信したものをいいます。
- (8) 「同行者」とは、利用者が情報端末の画面に表示する2次元バーコードにより改札を通過する利用者以外の方をいいます。
- (9) 「外部販売システム」とは、南海電鉄等が運営するシステムと連携する外部販売事業者が運営するシステムをいいます。
- (10) 「特急券」とは、南海デジタルきっぷに附帯する座席確保を行う特別急行券、座席指定券及び特別車両券をいいます。
- (11) 「特急券情報」とは、券番号、乗車日、列車名、乗車駅、乗車時刻、降車駅、降車時刻、人数号車、席番をいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 デジタル乗車券を使用する際の契約の締結時期は、規程第4条の定めによるほか、第14条の定めにより分配を受けた第三者および第31条の定めにより使用する同行者との運送契約は、情報端末に表示する2次元バーコードを改札機にかざし、改札を受けた時点で運送に関する契約が移転するものとします。

(システムにかかわる通信費用)

第5条 情報端末の通信費用等については、利用者が負担するものとします。

(利用環境)

第6条 利用者は、デジタル乗車券の利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとします。

2 電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できない状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用することができません。また、南海電鉄・スルッと KANSAI および外部販売事業者が別に定める推奨環境以外の端末や使用環境によってはご使用いただけない場合があります。

デジタル乗車券取扱細則

(システムの取扱時間)

第7条 南海デジタルきっぷの取扱時間は3時00分から翌日の2時00分まで、スルッとQRttoの取扱時間は3時00分から翌日の2時59分までとします。なお、メンテナンス時間を除きます。

- 2 前項に定める取扱時間は予告なく変更することがあります。
- 3 この細則における時間は、日本標準時とします。

(発売額および発売期間)

第8条 デジタル乗車券の発売額および発売期間は、商品毎に別に定めるところによります。

(購入枚数)

第9条 利用者は複数の商品を一括で購入することができます。なお、一括で購入できる上限数は各商品により別に定めるところによります。

(支払方法)

第10条 商品を購入する際の支払い方法はクレジットカードによる1回払いとします。

- 2 利用できるクレジットカードはVisa・JCB・Mastercard・AMERICAN EXPRESS・Diners Clubです。
- 3 クレジットカードで支払いをする際、クレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコードを入力するものとします。
- 4 クレジットカードが有効期限経過、解約、通信不良等により使用できない場合は商品の購入はできません。
- 5 デジタル乗車券を購入する場合、入力するクレジットカードの有効期限は、購入する乗車券の有効期間を含むものでなければなりません。
- 6 クレジットカードの使用にあたっては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めに従うものとします。
- 7 販売サイトでチケットの購入が完了した場合、南海電鉄等から電子メールにより通知します。なお、南海電鉄等から通知を行なった場合、利用者は当該通知を受領したものとみなします。

(有効期間)

第11条 デジタル乗車券の有効期間は次の各号の定めによります。

- (1) 発売当日限り有効の商品は、購入した当日の3時から翌日の2時59分まで使用することができます。

デジタル乗車券取扱細則

(2) 使用日を指定して購入した商品の有効期間は、指定された日の3時から翌日の2時59分まで使用することができます。

(3) 使用日が指定されていない商品の有効期間は、利用者の操作により使用開始の意思表示をした日の3時から翌日の2時59分まで使用することができます。ただし、0時～2時59分までに使用開始の意思表示をした場合は当日の2時59分まで利用することができます。

(効力)

第12条 利用者は、デジタル乗車券を使用する場合、利用者自身が必ず情報端末等を携行し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容に限り使用することができます。

2 情報端末の故障、充電切れ等により、購入情報を情報端末に表示できない場合は使用することができません。

3 第2項の場合、入場駅から出場駅までの旅客運賃を別途収受します。

(乗越し)

第13条 デジタル乗車券で乗越しを希望する場合、営業規則第158条第1項により取扱い、券面に表示された区間外に対する相当の旅客運賃を別途収受します。

(分配)

第14条 利用者は、第9条の規定により一括で購入した複数枚の商品の一部を、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、第三者に分配することができます。

2 利用者は、第三者に送信した分配券の利用状態を確認することができます。

3 第三者が分配券を使用しない場合、有効期間終了前かつ未使用に限り、利用者は分配券を所持する第三者の同意なく分配券を回収することができ、回収した分配券は別の第三者に分配することができます。

4 前各項の規定により、一括で購入した複数枚の商品の一部を第三者に分配する場合において、第三者は、分配券を受け取る際、第29条の定めに準じた初回登録が必要です。

5 利用者が第29条及び第30条に定める「スルッとQRtto」サービスから退会した場合、有効期間終了前かつ未使用の第三者の所持する分配券についても無効となります。

(利用履歴及び購入履歴の確認)

第15条 規程第12条により利用履歴及び購入履歴を確認する場合、南海デジタルきっぷまたはスルッとQRttoのサイト内で確認することができます。

デジタル乗車券取扱細則

(払いもどし)

- 第 16 条 利用者は、購入する商品すべてまたは一部が不要となった場合、1 度の決済で購入したすべての商品について、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入枚数の払いもどしをすることができます。
- 2 利用者は、分配券を払いもどしする場合、第三者から全ての分配券を回収することで払いもどしすることができます。ただし、一括購入したデジタル乗車券が全て未使用の場合に限ります。
 - 3 払いもどしが完了した場合、その旨を電子メールにより通知し、南海電鉄等が通知を行なったことをもって利用者は当該通知を受領したものとみなします。
 - 4 払いもどしをする場合、利用者は南海電鉄が別に定める手数料を支払うものとします。なお、払いもどし手数料とは別に商品毎に定める取消手数料をいただく場合があります。
 - 5 払いもどしを行った場合、購入時に使用したクレジットカードの口座へ返金します
 - 6 外部システムにて購入した商品は、外部システム上にて払いもどしをするものとします。

(ご利用上の注意)

- 第 17 条 南海電鉄、スルッと KANSAI の運営する販売サイトおよび 2 次元バーコードが所定の仕様に従って適切に運営されている場合、利用者の情報端末故障等による券の表示不良その他利用者の情報端末の設定環境に起因する不具合により生じた利用者の損害に関して一切補償しません。
- 2 使用環境によっては、本サービスを使用できない場合がありますが、南海電鉄に起因しない通信環境の不具合等により生じた損害については、南海電鉄は一切の責任を負いません。
 - 3 情報端末の盗難、紛失等により、利用制限が必要な場合は、別の情報端末等により払いもどし処理を実施するなど、利用者の責任において制限をかけるものとします。
 - 4 前項による対応で、利用上の支障が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

(利用者の責任)

- 第 18 条 利用者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、南海電鉄は、被った全ての損害の賠償を当該利用者に請求し、当該利用者はこれに応じるものとします。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第 19 条 利用者は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また無賃送還後、旅行開始駅での出場時にはサーバ管理型乗車券の入場情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で出場した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を、途中駅において現金により収受します。この場合、当該サーバ管理型乗車券の入場情報を消去します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を利用者が南海電鉄の提供路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

ア、利用者は、そのデジタル乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできません。

イ、旅行開始駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合、当該デジタル乗車券の入場情報を消去します。

第 2 章 南海デジタルきっぷに附帯する特急券

(南海デジタルきっぷに附帯する特急券)

第 20 条 南海デジタルきっぷにおいては特急券を附帯して購入できるサービスを提供します。

(提供サービス)

第 21 条 南海デジタルきっぷに附帯する特急券は、利用者自らの情報端末の操作により特急券の座席を確保するものとします。

(利用者の責任)

第 22 条 利用者は座席確保した特急券情報のデータ管理について全ての責任を負うものとします。また、他の利用者又は利用者以外の第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において紛争を解決するものとします。

デジタル乗車券取扱細則

(特急券の座席確保)

第23条 特急券の座席確保、特急券情報の確認等の取扱時間は、3時00分から翌2時00分までとします。

- 2 特急券の座席確保は、当該特急列車の乗車日1ヶ月前の10時00分から、乗車駅の出発時刻5分前までとします。
- 3 座席の指定に当たっては、座席表からの選択、又は窓側、通路側の自動選択も可能とし、希望の座席が確保できない場合は、他の座席は確保せず「座席が取れませんでした。」等と表示します。
- 4 利用者による特急券の座席確保可能数は、南海デジタルきっぷの商品ごとの定めによります。
- 5 座席確保した特急券情報は、一定期間経過後削除します。

(特急列車への乗車)

第24条 利用者は、乗車前に必ず特急券の座席を確保し、特急列車へ乗車する際は、利用者本人が購入した履歴が確認できる情報端末を携行するものとします。

- 2 利用者は、係員の請求があるときは、情報端末により座席番号等の特急券情報を呈示するものとし、情報端末の故障、充電切れ等により特急券情報の確認ができない場合は、当該列車にご乗車いただくことはできません。
- 3 利用者は、前項の事由により乗車できない場合は、再度、特急券を購入するものとし、同項による利用者の不利益等に対し、南海電鉄は一切責任を負いません。

(列車変更)

第25条 列車変更は、座席確保した特急列車以外の特急列車に空席がある場合に限り取扱います。この場合、座席数等の変更はできません。

- 2 列車変更の取り扱いは、座席確保した特急列車及び変更する特急列車の乗車駅出発時刻5分前までとします。
- 3 列車変更は2回を上限とします。

(特急券の払いもどし)

第26条 利用者は、南海デジタルきっぷに附帯する特急券が不要となった場合、座席確保後の特急列車の乗車駅出発時刻5分前までかつ南海デジタルきっぷが未使用の場合にかぎり、情報端末の操作により払いもどしができます。

- 2 座席確保後の特急列車が事故等により運休となった場合は、購入時に利用した支払い方法に基づき、特急料金を払いもどします。

(車内での係員の確認)

第 27 条 車内において、利用者に係員が券番号等を尋ねる場合があります。

(特急券情報の確認)

第 28 条 特急券情報は、情報端末の操作により南海デジタルきっぷ販売サイトより確認が可能です。

第 3 章 スルッと QRtto

(アカウントの取得)

第 29 条 スルッと QRtto の初回利用には、一部の場合を除き (株) スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、メールアドレスおよびパスワード、お客さま情報の入力によるスルッと QRtto の初回登録が必要です。

2 第 14 条の定めにより分配券を受け取る第三者についても、前項に準じた初回登録が必要です。

(QR の利用方法)

第 30 条 スルッと QRtto を使用するにあたり、一部の場合を除きアカウント取得時に登録したメールアドレスとパスワードのほか、初回使用時はお客さま情報を入力することでスルッと QRtto を利用することができます。

(同行者の利用方法)

第 31 条 第 9 条の規定により購入した複数枚の商品を、第 14 条に定める分配を行わず対応改札機を使用する際、同行者一人に対し一つのデジタル乗車券を対応改札機にかざして通過するものとし、同行者の人数分、同じ方法を繰り返すものとします。